

第百十四回国会 参議院社会労働委員会會議録第二号

平成元年三月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月六日

辞任

渡辺 四郎君

補欠選任

上野 雄文君

三月七日

辞任

上野 雄文君

補欠選任

渡辺 四郎君

三月二十二日

辞任

田代由紀男君

補欠選任

佐藤謙一郎君

浜本 万三君

及川 一夫君

三月二十三日

辞任

齋藤 十朗君

補欠選任

大浜 方栄君

石井 道子君

小野 清子君

岩崎 純三君

寺内 弘子君

中野 鉄造君

中野 明君

出席者は左のとおり。

委員長

前島英三郎君

理事

佐々木 満君

委員

宮崎 秀樹君

中西 珠子君

石井 道子君

石本 茂君

遠藤 政夫君

小野 清子君

大浜 方栄君

佐藤謙一郎君

国務大臣

労働 大臣

丹羽 兵助君

政府委員

労働大臣官房長

若林 之矩君

労働省労働基準局長

野崎 和昭君

労働省婦人局長

佐藤ギン子君

労働省職業安定局長

清水 傳雄君

事務局側

常任委員会専門員

此村 友一君

説明員

労働省労働基準局庶務課長

五十畑 明君

本日の会議に付した案件

○地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件(内閣提出)
○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十二日、田代由紀男君、浜本万三君、渡辺四郎君が委員を辞任され、その補欠として佐藤謙一郎君、及川一夫君、湖上貞雄君がそれぞれ選任されました。

また、本日、中野鉄造君が委員を辞任され、その補欠として中野明君が選任されました。

○委員長(前島英三郎君) 地方自治法第五十六

条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。丹羽労働大臣。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいま議題となりました地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、労働省の地方支分部局として、労働基準監督署及び公共職業安定所が全国に配置されておりますが、これらに関して、現下の重要課題である行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきております。

この案件は、昭和六十三年において行方予定の右の理由による再編整理に伴い、中央労働基準監督署は労働基準監督署六カ所並びに府中公共職業安定所は公共職業安定所及びその出張所第四カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の御承認を求めようとするものでございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御承認下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 本日は、ただいま議題となりました承認案件の問題に絞って質問することに一応理事会で決定をいたしております。したがって、その前に一問だけ、私はこの機会に大臣の所見を承っておきたい。

それは、言うまでもなくリクルート事件により労働行政への信頼が大きく損なわれていることについて、極めて残念であると言わなければなりません。さらに、国民の不信と怒りが極度に高まり、一部には労働省不要論まで言う人まで出てきております。また、現実には労働行政の第一線で働いている職員の皆さん、監督署の職員の方々が極めて肩身の狭い思いをして働いているという、こういう報道もなされております。今こそ、労働行政への信頼回復のためには、労働者の切実な課題に誠実に政策でこたえていくことが極めて大事であると考えます。

したがって大臣に、今日の置かれている状態を踏まえ、政治姿勢並びに決意の一端を一問だけ求めたいと思っております。以上であります。

○国務大臣(丹羽兵助君) お答えさせていただきます。

今回の問題によって、先生もおっしゃいましたように労働行政への信頼が損なわれたことはまことに残念でございます。国民の皆様に対して申しわけないという気持ちでございます。このようなことは二度と起こしてはならないというのが私の切なる願いでございます。私から幹部職員に対して綱紀粛正を強く指示してきておるところでございます。

います。今後は、綱紀粛正の一層の徹底を図るとともに、国民の期待に沿える労働行政を推進するため全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

○対馬孝且君 今大臣から決意を申されましたが、その決意を踏まえてひとつ今後頑張ってもらいたいということをこの機会に要望しておきます。いずれ日を改めまして、大臣の所信表明など一般質問を含めて質問してまいりたい、このことを申し上げておきます。

それでは、承認案件事項でございます。第一の問題は、再編整理の基本姿勢につきましてお伺いしたいと思っております。

労働基準監督署及び公共職業安定所の再編整理問題であります。これは言うまでもなく臨時行政調査会答申、五十八年三月十四日を受けて、五十九年一月二十五日付の行革大綱、実施方針において昭和六十三年年度まで五年間これを実施いたしてまいりました。そこで、労働基準監督署の関係の整理統合は十五カ所、公共職業安定所等が六十カ所とされております。そして、六十二年年度までは労働基準監督署九カ所、公共職業安定所等が四十九カ所実施されました。ことしは最終年度の六十三年度でございます。残りの労働基準監督署が六カ所、公共職業安定所等が十一カ所というふうには把握をいたしておりますが、この問題に關しまして労働省としてどういう基本姿勢に立つて対応していくのか、この考え方をまず第一問お伺いしたい、こう思います。

○国務大臣（丹羽兵助君） 今回の労働基準監督署及び公共職業安定所の再編整理は、地域の実情の変化等に対応して、円滑かつ効率的な行政体制を整備する観点から、行政需要の動向等地域の実情に即した労働基準監督署及び公共職業安定所の配置がなされるように行つたものでありまして、私としては、今回の再編整理によってこれまでと同様、行政の後退を招くようなことがあってはならないものと考えております。ただいま先生の御指

示のありましたように、そういうことがあつてはならないと考えております。特に統合等がなされる地域については、住民に対する行政サービスの低下が生ずることのないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 今大臣から基本的な姿勢について答へがございました。

そこで、具体的な問題として私が申し上げたいのは、そういう基本姿勢に立つてこれから承認案件事項について行われるわけですが、第二の問題として、この承認案件は昭和六十三年年度、先ほど申しましたように最終年度の年である、そのための再編整理ということが対象になつていくわけですが、この六十三年年度のしかも終わりに近づくと二月二十二日にこの承認案件が国会に提出されていく。これは今までの例として十二月段階、この五カ年間の実績その他を見ますと、承認案件というのは年内に提案をして、それで十分事前の理解を得られて、そして承認を求めているのが当然でありまして、もう国会が始まって二月二十二日初めてこの承認案件が出てくる、こういった姿勢について私はやっぱり問題がある。したがって、なぜこういう承認案件が二月二十二日まで提案されなかったのか、その点ひとつお伺いしたい。

○政府委員（若林之矩君） このような監督署あるいは公共職業安定所等の再編整理につきましては、できるだけ早く御承認をいただきまして地元等についてのPR等の準備を進めるということが必要でございますことはただいま先生御指摘のとおりでございます。私ども、このような監督署あるいは安定所等の整理統合につきましては、ただいま大臣からお答え申し上げましたように、地元

の働く方々あるいは事業主の方々の御関心が大変に強い問題でございますので、事前に十分調整をいただき、御理解をいただきました上で承認案件を取りまとめて国会に御承認をお願いしているところでございますが、今年度につきましてはこの承認案件の提出がこの時期になりましたのは、こ

ういった地元の関係者の皆様方との調整に時間を要した、手間がかつたということでございまして、この点御理解を賜りたいと存じます。

○委員長（前島英三郎君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、齋藤十朗君が委員を辞任され、その補欠として大浜芳雄君が選任されました。

○対馬孝且君 今なぜおくれたかということについては、地元の了解を得られるため、一言で言うところのそういう答弁でございますが、私は五十九年行革大綱、六十年行革大綱、六十二年、六十六年を持っていきますが、承認案件の提案の時期というのは大体今までのところずっと十二月ですね。六十六年が十二月二十八日、六十七年がこれまた十二月二十八日と、大体この時期に提案をされていんだよ。

だから、今官房長が言われたけれども、事前の了解を得られなかったということは、これはかなりぎりぎりまで問題があつたということになる。これはやはりすんなり承認案件としていかなうものか。こういう問題について、一口で言うならどういふ点が問題点であるのか。おくれた理由の端的な例をひとつお聞かせ願いたい、こう思います。

○政府委員（若林之矩君） 先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、こういったような再編整理をいたします場合に、廃止をいたしますような監督署あるいは安定所につきまして、自後のその地域における行政サービスを低下させないということが大事でございます。それをどういったような形で確保していくかということがポイントでございます。そういった点、念には念を入れて地元の関係者の方々とお話し合いをしたというようなケースがございます。

○対馬孝且君 私も現地からちよつと聞いておりますけれども、かなりもめことがあつたといううな報告を私なりに聞いています。

しかし、いずれにしましても了解を得られたわけですから、やはり今後この種の問題は、承認案件が二月二十二日に出てくるなんというのは、これはやはり承認を求める姿勢ではないのではないか。これは今後改めていただいて、やはり年内に出して承認を求める。しかも日切れ法案として提案しているわけですから、だから特にその点ひとつ、今後年内に承認案件を提出してもらいたい。この考え方についてどうですか。

○政府委員（若林之矩君） この点御指摘のとおりでございます。今後できる限り早く調整いたしまして御承認をお願いするようにしたいと存じます。

○対馬孝且君 そこで、これにまつわる六十三年度の予算がどういふ内容になっていきますか。六十三年年度、平成元年度の予算の現状について、この問題に關連する予算措置、これをお聞かせ願います。

○政府委員（若林之矩君） 監督署及び安定所の新設の關係予算でございますが、六十三年年度につきましては一億四千六百万円、平成元年度につきましては六億五千五百万円でございます。

○対馬孝且君 なぜ聞いたかという、今統廃合という、この予算で実施段階に入るわけですが、今説明された予算措置の内容で十分行政サービスを低下させないということで処理できる予算の措置である、こういう理解でよろしゅうございませうか。

○政府委員（若林之矩君） その点につきましては十分措置をいたしております。

○対馬孝且君 それでは次の問題に移らせていただきます。

この承認案件の内容、新設の具体的な基準というものはどういふふうに考えているかということ質問いたしますが、第一の問題は、国会承認案件の労働基準監督署の新設、統合、廃止、それから公共職業安定所等の新設、統合、廃止、それぞれあるわけですが、この背景なり事情というものがどういふふうにあるのかという点が一

点。それからあわせて、監督及び安定所についてのそれぞれ新設、統合、廃止の場合の、つまりどういう基準、どういう考え方でこれを示されているのか、この点お聞かせ願います。

○政府委員(野崎和昭君) 労働基準監督署の関係につきましては答え申し上げたいと思います。

御承知のとおり、労働基準監督署は地域の労働条件の確保を図るという見地に立ちまして労使初め関係の方々に行政サービスを提供しているわけでございます。そういう中で、行政の組織の簡素化ということに常に念頭に置くと同時に、長い間には産業事情、交通事情の変化等によりまして監督署の現在の配置が適当でないというような事態も生ずるわけでございます。そういった監督署につきましても、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ちまして必要箇所には新しく監督署をつくる、またそれに伴う必要度の変化しているところにつきましても別の監督署へ統合する、そういう見地に立つて統廃合を進めているところでございます。

なお、この再編整理によりまして行政サービスが低下することがあつてはなりませんので、新しく設けられる監督署の内部組織等につきましては、従来の行政サービスを低下させないよう定員等につきましても十分配慮しているところでございます。

○対馬孝且君 今の局長の答弁を要約しますと、産業構造の変化、地域の労働市場の動向、それから労働人口、雇用保険の受給者、事業所数、大体こういう基準を一つの物差しとして今日の統廃合が行われた、こういう確認でよろしゅうございませうか。

○政府委員(野崎和昭君) 監督署について申し上げますと、先生御指摘のとおり、事業所数それから労働者数、さらにその事業場の中で監督の必要度の高い事業場、大きな工場等でございますが、そういったことを勘案して行っております。

○対馬孝且君 そういうことでそれは確認をいたします。

そこで問題は、平成元年度以降の再編整理の方針、今後の全体像をどういうふうに考えているかということをお伺いします。

ことしの一月の閣議決定に伴いまして、また平成元年度から五カ年間を見通して、私が聞いているのは、監督署が七カ所、それから安定所関係が二十五カ所、おおよそ平成五年度までというのが閣議決定の方向であるというふうに確認してございますが、この点そういうことで間違いありませんか。

○政府委員(野崎和昭君) これまでの臨調最終答申に基づきます再編整理は今回で終わりでございしますが、新たに平成元年度から五年度にかけまして監督署につきましても七カ所の再編整理を行うということが定められております。

○政府委員(清水傳雄君) 公共職業安定所につきましても、御指摘のように平成五年度までに二十五カ所を整理統合する、こういう考え方でございします。

これにつきましても、再編整理を実施するに当たりましては、必要度の低い地域につきましてもは整理統合いたしますが、しかしこれまでの間の労働市場あるいは交通状況その他、社会経済情勢の変化の中で必要度が高まってまいっております地域については積極的にビルドも行っていき、こうした考え方でございまして、各地域の実情を十分にお聞きをし、そうしたところからの盛り上がりが出てきた考え方に基きましてこうしたものを進めていく、こういうふうな考え方で行つてまいることといたしております。

○対馬孝且君 行政サービスを低下せしめない、こういう答弁でありますけれども、例えば六十年行革大綱の場合に北海道の倶知安、江差、あるいは五十九年は赤平、三笠、天塩などありましたね。このときには、サービスを低下せしめない具体的な対応とは一体何なんだということ、私もこの問題で触れております。そのときに申し上げたのは、例えば岩見沢なら岩見沢の一番近距離にある三笠へ出向しまして、一週間に三回とか派遣をして、そして労働、雇用の相談とか、あるいはミスマッ

チの今日の現象ですから、そういう問題の相談に乗るとか、そういうきめ細かい対策をやるということでは現実行われております。

それから、今安定局長言われるように、そういうきめ細かい対応がやっぱり雇用相対なり雇用窓口なり、特に北海道の場合は御案内のとおり求人倍率が全国一低いわけですから、これは九州も同じでありますけれども、そういう現状を考えた場合に、サービスの低下をせしめないということは、そういうきめ細かい対応を具体的にどうやって万全を期してまいりたい、こういうことなのかどうかひとつ確認をしたいと思ひます。

○政府委員(清水傳雄君) 新しく新設するところはそうした必要性が高まっているところに新設をいたしておりますと同時に、必要度が相対的に低下しているところについて整理を行つてまいりましたわけでございますが、そうしたところにつきましても住民に対する行政サービスの低下が招来するようないふうになつてはならない、こういう基本的な考え方でございします。

今御指摘のように、職員を現地に派遣をいたしまして、職業相談、職業紹介を行う、必要な事務処理体制をとる、こういう基本的な考え方でございまして、今回御承認をお願いしております箇所につきましても、それぞれ例えば出張所を廃止いたしましたも分室という形で残しますとか、あるいは日雇労働者の関係で低下いたしておりますところにつきましても詰所を持ちましてそこに職員を派遣いたしまして対応するとか、こうした措置を講じて配慮をいたしてまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 そういう統廃合あるいは廃止に伴う雇用相談なり雇用窓口に万全を期するということが、そういうきめ細かい対応をせむとつ実施して、影響はない、むしろサービス低下をせしめないということに対応してもらいたいと強く要望しておきます。

そこで、時間もありませんので二つだけ簡潔に申し上げますが、いわゆる地域労働市場のシェア

を高めていくということが政策的課題でありますけれども、この職安における入職者数の割合の推移がどのような状況になっているかということが一点、安定所としてのシェアを高めるための方策をどのように講じているか、この二点簡潔にひとつ答えていただきたい。

○政府委員(清水傳雄君) 就職をされた方がどういう経路を経て就職されたか、こういう割合を雇用動向調査という調査によつて実施をいたしております。これによりまして、公共職業安定所を経由して入職をされた方々の比率というのは五十五、六年以降おおむね二〇%という形で推移をいたしてまいつてきておりまして、特段に低下をしてはおりません。

しかしながら、御指摘がございましたように、私どももいたしましてさらに労働市場における安定所のシェアを高めるということが極めて重要であるというふうに存じておりまして、特に求人者、求職者に対しましてマクロ的なあるいはミクロペー

スでの雇用に関する情報を積極的に提供する措置を講じていく。それから、以前からやはり安定行政の基本は職業紹介である、このように言われてまいつたところでございまして、手算的にはいへんな、例えば三十万人雇用開発でございしますとか、そうしたところが目を引くものでございしますけれども、いずれも結びつける、紹介ということのための手段である、このように考えておるわけでございします。

幸い、昨年の六月に最新のコンピューター技術を活用いたしました総合的雇用情報システムを全国的に展開しつづけてございまして、これによりまして求人者、求職者の方々に大変好評をいただいておりますところでございます。さわかサービス運動におきましても評価が高まった上位に安定所がランクされつづける、こういう状況でございます。こうした機器を積極的に活用しつづけて、ただいま御指摘ございましたような方向で努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 私も入職経路別入職者数のデータがあるのですが、率直に申し上げて、五十七年は職安の関係の入職紹介経路を見ますと、率にして二・四％、六十二年は二〇％に下がっているんです。それから逆に広告紹介によるもの、世に言われるリクルート就職雑誌などにまつわることにつながるわけですが、これを見ますと、五十七年が二四・八％、ところが六十二年は二八・一％に上がっているんですよ。逆に職安紹介の方が減って、広告紹介がやっぱり率が上がっているわけだ。こういう現状というのを、私もう時間来ましたから申し上げませんが、こういうことをしと見直して、職安の紹介というものを充実強化させる必要が、まあ答弁もありましたけれども、より積極的のひとつやつてももらいたい。これ

それから第二は、時間ありませんから率直に申し上げますけれども、労働基準監督署に関する事業現場の監督実施状況の推移、それから監督実施の年々実施率を引き上げるための努力の対策というものをとるべきではないかということを、時間もありませんから申し上げますが、私これデータ持っている、労働省調べですけれどもね。これもそうなんだね。監督実施状況は昭和三十五年には監督実施率が二二％なんですよ。ところが六十二年は五・四に下がっているわけだ。違反率は逆に三十五年は五七・二％で六十二年度は五八・二％にふえているんですよ。

これはどういう現象かという、やっぱり結果的には労働省の職員なり監督官のそういう言うなれば統廃合に伴う合理化あるいは切り捨てということがこういう監督実施状況にあらわれているのではないかという懸念をしているものですから、この点ひとつ、なければ結構だけれども、数字はうそを言わぬと思えますけれども、いずれにしても私のデータにはそういう問題が出ておられるので、これにしかとひとつ対応してもらいたいというのを含めて御回答いただいて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(野崎和昭君) 労働基準法の監督実施状況は、ただいま先生のおっしゃいましたような数字で推移いたしております。

監督実施率が近年は五％台まで下がっておりまして、これは申し上げるまでもなく労働基準法適用事業場数が逐年増加する。監督官の方も増員に努めているわけですが、監督官の方も監督官の増員が事業場の増加ほどは及ばない。それから監督以外の業務、労働時間短縮のための指導というような業務がまた監督官にふえておられて、そういう関係でも人手をとられておられるということでございます。しかしながら、それによって実質的な監督指導の内容が低下することがあつてはならないということで、監督対象の把握につきまして重点的、計画的に把握するように努めております。

違反率のお話もございましたが、違反率が高いということは、そういう意味では違反の多い事業場を集めて監督をされているということだというふうに御理解いただければと思います。

いすれにいたしまして、今後とも事業場がふえたと監督官の増加は恐らくそれに追いつかないだろうというところは避けられないと思っております。労働基準局としまして、監督対象事業場をコンピューターに入力するというような方法を現在検討しております。そんな方法で工夫をしなから重点的、計画的に監督を進めてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 今答弁がございましたけれども、いすれにいたしまして、私が今指摘を申しましたような内容を、コンピューターその他の利用あるいは人的強化、そういう対策は必要だと思えますけれども、ともあれ積極的な監督実施の効果、特に危険な職場への対応、危険有害な現場をなくするという、こういう対応にひとつ力点を置いて最大限の対応をしてもらいたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○中西珠子君 私といたしましては、この承認案件につきまして、職業安定所の新設などは非常に

結構だし、基準監督署も新設されるところもあるわけですが、中小零細企業で働いているような労働者は非常に基準監督署や職業安定所に信頼感を持っていないわけですね。リクルート疑惑その他で労働行政全般への不信感が増大している中で、殊に上層部に対していろいろ不信感を持っている人もふえている中で、そういった中小零細企業で働いているような労働者は、第一線の職員の方々がリクルート疑惑なんかで肩身の狭い思いをしないで頑張つてやってほしいという気持ちを持っているわけですね。

それで、殊に女子労働者の八五％近くが未組織の中小企業や零細企業で働いているわけですが、これも、この人たちの賃金、労働条件は御承知のようによろしくないです。基準監督署に駆け込めば何とかしてもらえ、基準監督署に対して大変信頼感というのか、頼りにしているわけですね。

それで、とにかく今度臨調答申に基づいて約六十ばかりの統廃合をやらなくちゃいけないという、その数の達成のために何とか統廃合をやろうという感じを私も受けます。殊に東京におきまして、飯田橋基準監督署というものが廃止になります。中央と新宿というふうになつてしまつて、このことなるわけですが、飯田橋基準監督署の職員の数とかそれから業務量、こういったものをちょっと御説明いただければ、私の方からお答えさせていただきます。

○説明員(五十畑明君) 数字なものですから、私飯田橋署の職員数は現在三十四名でございます。それから業務量ということで、事業場数あるいは適用労働者数でございますが、事業場数は四万一千七百七十でございます。それから適用労働者数は五十三万八千人でございます。

○中西珠子君 これをやめてしまつて、そして中央と新宿というふうになると、非常に中央の方も新宿の方も管轄する区域が広がってしまうわけですね。そして、飯田橋署の管轄していたところは割合と中小零細企業が多いわけですね、御承知のように。そういうところの人が組合もないから頼り

にするのは基準監督署。実際において非常に危険有害業務に従事している人もいて、そして通風の換気扇もないようなところで働かされている人がいたり、長時間労働をやらされている人がいたりする。それで基準監督署に行けば、監督官が少なからず大変だけれども、時間をかけても何とかしてもらえ、というふうな、そういう頼りにする気持ちを保持しているところへ、飯田橋の労働基準監督署は廃止するというところで、そして中央の方に引きなさいということになりますと、中央のカバーする管轄区域は非常に多岐にわたつていて、きめの細かい対応の仕方が果たしてこれであるのか。

それからまた中野の方も、これまでずっと杉並区と中野区をカバーしていたのが今度は新宿というところもカバーしてしまう。そうすると、新宿のような大きなビルがうんと建つていて、そして近代的な企業も入つてくるようなところと、中野区、杉並区のような零細企業、中小企業の多いところと一緒にしてしまつて、果たして駆け込みをしたときに細かい対応ができるのかどうかという心配を非常に持っているわけですね。

殊に私の周りにおります働く婦人、中高年の人たちが零細企業、中小企業で働いている人たちが、こういった人たちが非常に心配しているわけですね。それで、とにかくどんなことになるのかというところで、私たちは絶対に反対したい、先生も反対してくださいというふうなことで、私は労働省から納得のいく御説明を伺わなければこれに決して賛成するわけにはいかないわけですね。ですから、東京の飯田橋基準監督署を廃止して、そして中央と新宿というふうにするこによつてきめの細かい対応ができなくなるのではないかという心配、そういったことについて御説明をいただきたいと思つた。

○政府委員(野崎和昭君) 東京につきましては、先生御指摘のとおり、確かに飯田橋署を廃止いたしますが、全体の構想は、御指摘にもございましたように、新宿区が新しい副都心ということで非

常に事業場が現にふえておりますし今後ふえてまいりますので、まずここに新しく監督署を設ける必要があるということがございます。そこで、飯田橋監督署の管轄しております新宿区を管轄し、かつ従来の中野署の管轄をそのまま引き継ぐ新しい新宿監督署というのを設けるといふようにいたしております。そして、飯田橋監督署のもう一つの管轄区域でございました文京区につきましても、中央の労働基準監督署に管轄させるということにいたしているわけでございます。

これによって行政サービスが低下しないかというところでございますけれども、実は私も監督署の内部組織は地域ごとに、方面性というふうに言っておりますけれども、各方面ということではそれぞれの地域を管轄しているわけでございます。飯田橋監督署は従来四方面性と言っておりますが、四つの課と考えていただいてもよろしいかと思いますが、地域分担があったと。その地域分担はそのまま、中央の監督署で二方面あやし、それから新宿の監督署でさらに二方面、中野の監督署を引き継ぐほか二方面あやし、したがって内部体制としては従来と変わらないように措置いたしております。

その他、交通事情等を考えましても、幸いいずれも都心でございますので、それほど大きな御不便をかけることはないということでございます。そういうことで新宿に生じている新しい行政需要に対応するという形で、また行政サービスの低下面はなるべく少なくするというで措置をしていられるところでございますので、よろしく御理解のほど申し上げます。

○中西珠子君 日本はILOの八十一号条約、労働基準監督の条約を批准していますね。そして、情勢の変化に対応したような基準監督をやっているかなくちゃいけない。その情勢の変化というのは、もちろん技術革新とかそれから社会情勢の変化、それから経済情勢の変化ということでございますけれども、しかし基準監督官の絶対数が足りないというところは困ったことであり、私は毎年

労働省の応援をさせてもらって、基準監督官をふやしてくださいということをやっても予算委員会でも言ってきた。とにかく基準監督官をふやすことと、それから技術革新に取り残されないようににどんな訓練をしていく、研修をしていくことの必要性というのをいつも訴えてきたわけなんです。

しかし、とにかく新宿の方が非常に業務量がふえたから中野と一緒にして新宿という名前にする、それから飯田橋はとにかくやめるといふことの理由が私にはちよっとまだ納得がいけないわけなんです。飯田橋の労働基準監督署、あそここの庁舎は廃止したらどうなるおつもりなんです。

○説明員(五十畑明君) 当面、そのままに残すつもりでございます。

○中西珠子君 当面、締め切って残しておくんです。あそこは物すごく地価が高いところなんです。まさかお売りになるつもりはないでしょうね。

○説明員(五十畑明君) ただいまの御質問でございますが、そのままに当面残置させていただきますとして、将来の対応については今後検討させていただきますというふうに考えております。

○中西珠子君 その答えも納得がいきませんね。それで、新設される基準監督署がありませんから、これも結構だと思ふ。それから職業安定所についても、やはり職業安定行政をもっと強化していただくたいし、そしてもっと清潔な純化したものにしたいというふうに私望んでいるから、新しいものができたときに本間に庶民のために役に立つような機能を果たしていただろうに要望したいと思ふのです。とにかく臨調が約六十ということを示して統廃合しろと言ったからそのとおりになさるやないかということでは絶対ないと思ふんですね。というのは、必要などころ、重要などころ、また庶民が必要としているところには重点的に人員もふやす、またオフィスもふやすというふうにしていただく。オフィスはやめる

ということをやった方が臨調答申に沿うからとにかくやめる、統廃合をするというふうなことは私は納得がいけないんです。とにかく、中央と新宿ということでは二つに分けてしまつてなるといふことは、どうしても私にはきめ細かい対応ができないと思ひます。中央は人員は何名ですか。

○説明員(五十畑明君) 中央の監督署は現在職員数は五十八名でございます。国会の御承認が得られれば、四月一日からは中央の監督署は六十四名にふえる予定でございます。

○中西珠子君 中野はどうですか。中野の現在の人員と、それから新宿が幾らになるかお答え願ひます。

○説明員(五十畑明君) 中野の監督署につきましても職員数は十八名でございます。国会の御承認が得られた場合、新宿につきましてもは四十五名の職員数になります。

○中西珠子君 きめの細かい対応ができないということばかりでなく、働いている人が例えば三十分分ちよっと早引けをもらつて、そして労働基準監督署に駆け込むということが地理的に遠くなるとできないんですね。だから、やはり便利さということ、そしてきめの細かい対応ができるという面で、飯田橋はもうやめてしまつて統廃合なんということはやらないでいただきたいと私は要望したいのです。

ほかの面では新設もあるし、殊に職安は必要などころだと思ひますからこれは賛成したいと思ふんですが、とにかく労働行政への信頼感というものを回復するように、そして第一線の人々がまた肩身の狭い思いをしないように、そしてその第一線の人々が肩身の狭い思いなどをしなくてもいいと思ふほど庶民が第一線の基準監督署とか職業安定所に対して頼りにしているということを忘れないでいただきたいのです。

もう時間が来ましたからこれ以上言いませんけれども、とにかく数合わせのために統廃合するということとは私は反対です。

○政府委員(野崎昭君) 確かに今回の再編整理につきましては行政の簡素合理化という見地もございまして、そのほかに、やはり長い間に生じた産業事情の変化、あるいは将来生ずる変化ということも考えまして、それに必要な再編措置を講じているところでございます。

それから、これに伴ひまして労使の方に対するサービスが低下することがあつてはならないというところで、ただいま御説明申し上げましたとおり、内部体制につきましても十分措置しているつもりでございます。そういう事情でございますので、サービスの低下については絶対に起こさないように今後とも努力してまいりたいというふうに考えます。

○中西珠子君 労働省は、労働省の設置目的というものをもう一度原点に立ち返つて考え直していただきたい。そして、効率的な効果的な労働行政を展開して国民の信頼感を回復していただきたい。私は労働省の味方として今まで頑張ってきたつもりなんです。ですから一層そう思ひますので、労働省の本来の目的というものをもう一度原点に立ち返つてお考えいただきたい、そして労働行政を効果的に効率的に、また最底辺の労働者のためにもなるような行政を展開していただきたいと思ひますが、一言、大臣からお考えをお伺いさせていただきます。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいま先生から労働省に対する希望とときやない情熱を込めての勵ましをいただきました。まことに私、こういう問題を起こしました労働省の担当大臣として、国民の皆様方に長年かかって築いてまいりました労働行政への信用を落としました点もありますし、また第一線で努力しておつてくれる大勢の方々の御苦労に對しては非常に私は申しわけないことと思つております。

さような先生からの勵ましをいただきましたので、労働省設置の原点に返りまして、その原点を見失うようなことがあつては何にもなりませんから、十分お諭しのように心得て、これから信用を

取り戻すようにいたします。また国民から信頼される、心のこもった温かい労働行政のできるように努力させていただくことを誓い申し上げておきたいと思ひます。ありがとうございます。

○中西珠子君 ありがとうございます。今の大臣のお答えで本当に私も力を得て頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○奮脱タケ子君 今回提案されております承認案件というのは、労働基準監督署が七カ所、公共職業安定所五カ所でございます。承認を必要とするのは新設だけで、実際には労働基準監督署三カ所、職業安定所一カ所、職安の出張所五カ所、計九カ所が減少になります。

臨調答申による統廃合というのは六十三年度で終了するわけですが、六十三年度、閣議決定で、いわゆる新行大綱で新たに基準監督署七カ所、職業安定所及び出張所二十五カ所を整理統合するということを決定したようですが、多様な行政需要のある労働行政、とりわけ労働基準、それから職業安定業務というのが極めて住民、労働者のニーズからいまして重要になっていくときです。そういうときに、これをどんどん減らすというふうなことは、これは大変心配です。ですから、何よりも国民サービスの低下にならないということが基本だと思ひます。したがって、関係職員の増員、それから厳正、迅速な行政体制の充足、これが必要だと思ひます。

時間の関係もありますので余り詳しくお聞きできませんが、こういった国民のニーズに対して抜かりなくやってもいい。そして、これをスムーズにしていくなめには地方自治体あるいは関係労働組合などよく協議して、手抜きなくやっていたいただきたいということをまず指摘しておきたいと思ひます。

職業安定業務ということになりますと、これは今日、リクルートに触れざるを得ないというのが状況でございます。大臣は御就任になられました

初めての機会でございますので、一言お聞きをしておきたいと思ひますので、一言お聞きをしておきたいと思ひます。

政局は、もう私申し上げるまでもなく、竹下内閣の支持率が一三％と急落をする、あるいは過日の千葉の県知事選挙や、あるいは宮城県での知事選挙では自民党が候補者を戦う前から引きおろすというふうなことをせざるを得ないほど、国民の怒りというのはリクルート疑惑、それから消費税で本当に憤慨がもたらされて高まっているというのが情勢でございます。

労働省で言いますと、事務方のトップが逮捕されている。こんなことは労働省始まって以来だと思ひます。大臣、いわゆる労働省ルートで言いますと、国民の怒りを買っているリクルート事件の本質、根源というんですか、これは一体どこにあると思ひますか。要するに、国民から見るとどうなんですか。法律や行政が買収をされている。つまり、お金で法律や行政が買収をされている。そこに本質があるわけですから、労働者から見ますと、労働者の要求はさっぱり聞かれない。それから財界の要求はさっぱり聞かれない。財界寄りになっていると思ひます。大臣、この点をどうお考えになっておられるか、所見を伺っておきたい。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいま先生からいろいろと聞かしていただきましたが、なるほど労働省といましては、事務側のトップの立場にあった人が逮捕されたというふうなことは、本当にこれは労働省をたゞいまお預かりさせていただいておる者としては、こんな情けない、またこんな不名誉なこと、そして国民にこれほど申しわけないことはないと思ひます。

それと同時に、それはある特定の者の犯した疑いでございます。まだ捜査中でございますけれども、こういう疑いを受けたことによつて、長年国民とともに労働行政をやつてまいりました、何と申しますか、一人一人は第一線の方々ですとね、

これは東京の人が云々じゃなくして、とにかく第一線で全国で労働行政をやつてきてくれた方々に對して、こんなことがあつたということは非常に肩身の狭い思いをさせておられるので、申しわけない、こう思ひます。だから、私はその方々に深くおわびを申し上げまして、どうかそのことにひるむことなく、起きたことは起きたこととして、これからしっかりと労働行政やつてくれよ、おれもおまえたちと一緒にやるからと言つて私はお願いしてあります。

特に私としては、ただこういう事件がどうして起きたかというところは、今先生のおっしゃいましたような本質的な問題はそういう考え方があつたかもしれないけれども、私の立場においては、捜査当局のまだ捜査中でございますから、どうしてこういうことが起きたかということは今言わしていただくことは差し控えていただきたいと思います。二度と再びこのようなことが起きないことをよく理解されるような仕事をやらせていただきたい。二度と再びこのようなことが起きないようにつけて努力させていただくことを申し上げて、私のきょうの答弁にさせていただきますと思ひます。

○奮脱タケ子君 ちよつと話がかわりますが、昭和六十二年六月二十六日に労働省主催で第二回男女雇用機会均等推進全国会議が中央合同庁舎第五号館の講堂で開かれております。この集會はシンポジウムや記念講演などが行われたようでございますが、記念講演のときの講師はどなたですか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 当時のリクルート江副社長でございます。

○奮脱タケ子君 リクルート株式会社の江副浩正でした。それで、江副さんと均等法というのはどんな関係があるのかと、確かに妙な取り合

せを感じるんです。当時は加藤元次官が在任中であつたんですが、江副さんは加藤次官の口添えで決まつたんですか。

○政府委員(佐藤ギン子君) ちよつと長くなりますが、その経緯を御説明させていただきますと思ひます。

労働省では、男女雇用機会均等法が施行されましたときに、一番重要なことはこの法律の趣旨、内容が企業に正しく周知徹底される、そして制度が改善されるということだけではないで企業が積極的に女子を活用していく、そういう態度になつていただくということ、それからもちろん女子が新しく開かれた機会を十分に活用して努力していただくということでございます。そのために一つの方法といたしまして、雇用機会均等法が公布されましたのは昭和六十一年の六月でございます。その後、六十一年から毎年六月を男女雇用機会均等月間と定めて、企業の人事担当者それから女子の方たち、その他広く一般の方たちをお招きいたしまして、さまざまなシンポジウムですとか記念講演をやつていくということによりましてこの法律の円滑な施行を図ろうと思ひましたわけでございます。

六十一年の第一回会議では、人事担当者女子労働者とのシンポジウムを開催いたしました。非常に好評を博したのでございますけれども、ただそういう女子を活用している企業でも、残念ながら女子がハイクラスの管理職とかあるいは重役になつていくところはなかつたわけでございます。そこで第二回の会議では、女子が十分に活用されている、しかも重役とか部長とかそういう高いレベルの管理職に十分ついている、それからもう一つは、お客様を私どもも集めなければならぬイベントでございますから知名度というのが重要でございます。この方という中で困るわけでございますから、当時マスコミ等でもしばしば女子を活用して発展している企業であるということを取り上げられておりました、しかも実際に企業規模も大きい

リクルートぐらゐしかそういう条件に当てはまる企業が残念ながらなかったわけでございまして、その社長にお願いをして来ていただいたという経緯でございます。

○奮脱タケ子君 それで、そのときの記念講演というのはいくさん聞いておられまして、それで記念講演にふさわしく内容もあつたなどということをお聞きしておりますが、それじゃ、そのときの記録がありましたら資料としてお示しいただきたいと思ふのです。

それで、こんな江副さんと呼んだというのは労働省何回ぐらゐあつたのか、それからリクルート関連企業に労働省の幹部が講演に行った実績なんというふうなものはどのくらいあるのか、五年ぐらゐにわたつて資料をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員若林之矩君 現時点、私もそういったような資料を持ち合わせておりませんので、検討させていただきますと存じます。

○奮脱タケ子君 はいはすがないんだけれども、出す気がないんですね。

それで、時間がありませんから、それじゃ婦人局長にお聞きしますが、東京地検から婦人局の関係書類の提出の要請がございましたか。

○政府委員佐藤ギン子君 このリクルート事件につきましては既に東京地検で捜査中でございますので、回答につきましては差し控えてさせていただきますと存じます。

○奮脱タケ子君 あなたは別に捜査をされているわけなので、要請されましたか、いやされませんかと言つて当たり前だと思ふんですがね。

言わないということになると、やっぱり疑惑にふたをするというふうにしかり理解ができない。それはいいです、時間ありませんからね。

しかし、一部の報道によりますと、職安法だけではなくて男女雇用機会均等法まで指針がめぐめられ、そして女性の転職情報誌であります「とらばいゆ」の廃刊が救われた、こういうことが報道されていきますね。事実であつたら極めてゆゆしい

ことだと思ふんです。

大臣、私ももう時間ありませんから、こういうことが報道されるというふうなことは極めてゆゆしいことだと思ひますので、大臣の御決意の具体化の一つとして、この問題については徹底説明をして調査報告をぜひ御提出いただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員佐藤ギン子君 その前に婦人局の方からお答えさせていただきたいと思ひますが、男女雇用機会均等法の指針の作成に当たりましては、リ社に便宜を図つた事実を全くございせん。

○国務大臣(丹羽兵助君) 先生のお尋ねのことに關して、事実關係は婦人局長が今こうして委員会に述べておられるとおりでございますから、事實關係においては相違ないと思ひますから、政治家としての姿勢も必要これありで、そういうものが調査して出せるか出せぬか、ひとつ検討をさせていただきますと思つております。

○奮脱タケ子君 もう時間ですが、こういうことが言われるということになりますと、丹羽大臣大變御決意がたく、労働行政の国民的な信頼を回復したいという御決意、その具体的なあらわれというの、やっぱり一つ一つ出てきた疑惑については省内挙げて事實關係を国民の前に明らかにして疑惑を晴らす、こういうことがその第一歩だと思ひますので、ぜひその点について御決意の具体化を要望しておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長(前島英三郎君) 以上で本件に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(前島英三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井道子君、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として小野清子君及び寺内弘子君が選任されました。

○委員長(前島英三郎君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めの件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前島英三郎君) 社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を議題とし、先般当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。佐々木満君。

○佐々木満君 去る二月一日から三日までの三日間、前島委員長、宮崎理事、山本理事、奮脱委員と私の五名は、老人・障害者の福祉並びに地域雇用及び高齢者・障害者の雇用等の実情調査のため、愛媛、高知の両県に行つてまいりました。

まず、初めに両県における老人・障害者の福祉の概要について申し上げます。

愛媛県の高齢化は、全国水準よりも十年ほど先行し、高齢化率は一二・九％で全国十五位の長寿県となっております。このため、長寿社会対策推進懇談会を設置し、高齢者の社会活動の促進と生きがいの向上に努めております。また痴呆性老人対策委員会を設置し、痴呆性老人対策の検討を行つております。その他、デイサービス、ショートステイの拡充、移動入浴車の購入等、サービス調整体制の整備を進めております。

心身障害者対策としては、特別障害者手当の支給、日常生活用具の給付などの重度障害者対策等を行つております。また、県単独事業としては、小規模作業所の運営費の助成、重度障害者の医療費の助成を行つております。

なお、同県は地方福祉センターの設置等、腎移植に強力に取り組んでおります。

高知県は、高齢化率が一五・四％で全国第二番目であり、高齢化対策は、県政の中でも重要な課題となっております。県単独事業としては、移動入浴車派遣事業、老人ホーム地域開放促進事業などに取り組んでおります。すなわち、老人ホームの持つ技術、設備を活用し、給食、入浴サービスを地域にも提供するなど開かれた老人ホームの運営に努めております。

老人医療費につきましては、一人当たり六十八万七千五百四十四円、対全国比二二・九・七％で、全国で二番目に高い数値となっております。

心身障害者対策としては、重度心身障害児・者の保健医療事業、在宅障害者の地域福祉事業、心身障害者の通所援護事業等を積極的に実施しております。また、県単独で小規模作業所に助成し、その育成を図つております。

次に、両県の雇用問題の概要について申し上げます。

愛媛県においては、昭和六十年後半から、中小造船業について大規模な合理化が行われ、延べ三千四百人に上る離職者が発生しましたが、その後、内航船受注が増加するなど、有効求人倍率が十八カ月連続して前年実績を上回り、雇用情勢は回復の傾向にあります。

高齢者雇用につきましては、六十歳以上の定年制をとる企業が四四・三％となっておりますが、なお、全国平均に達していません。このため、六十五歳程度までの同一企業グループ内での継続雇用制度の普及推進に努めております。

障害者雇用の状況は、県、市町村関係では法定雇用率を上回つておりますが、民間企業は一・五六％と法定雇用率の一・六％を下回つております。職業紹介、職業相談、手話協力員の配置など

きめ細かい対策を講じ、障害者の雇用促進に積極的に努めております。

次に、高知県は、昨年開通した本四架橋瀬戸大橋の効果や、内需拡大策の波及効果により、有効求人倍率も〇・五四倍と昭和五十年以降最高の率となりましたが、この数値は、全国平均の約二分の一程度であり、依然として雇用環境状況は厳しいと見ております。

高齢者雇用については、五十五歳以上の有効求人倍率は〇・一二倍と極めて低く、大きな課題となっております。このため、定年延長、継続雇用の推進等に努めております。

障害者雇用率は一・三八％であり、法定雇用率未達成企業が五〇％となっており、企業への指導強化と企業の積極的な対応が求められております。

次に、訪問先及び視察先の概要について報告いたします。

まず、第一日目は、愛媛県総合福祉センターを視察いたしました。ここには八つの福祉施設が集中しており、そのうち、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、精神障害者更生訓練校、老人児童福祉センター、高齢者総合相談センターの五カ所を視察いたしました。この総合福祉センターは、松山市内の住宅街の中にあり、交通の便もよく、合理的、機能的に、心配りのきいた施設であると認められました。

第二日目は、まず、株式会社梅野精陶所を視察いたしました。砥部焼の製造販売を行っている会社であります。昨年、愛媛県知事より、高齢者雇用優良企業として表彰を受けております。全従業員百五名のうち五十五歳以上は五十三名で全従業員に対し五〇・五％であります。そのうち六十歳以上は三十七名であります。一応、六十歳定年制を実施しておりますが、希望すればだれでも定年後の再雇用を認めており、その後は、終期の定めはないとあります。その後は、地域の伝統工芸産業で、高齢者が豊富な知識と長い経験を存分に生かし、行きがいを持って働いていること

がうかがわれました。

続いて、高知県佐川町において同町老人クラブ連合会役員と懇談いたしました。同クラブ連合会長から人生八十年時代の到来により、老人みずからが築き上げる社会福祉を目指し、健康と生きがいを増進するため、体育、教育の両面にわたって多彩な活動を行っている。また、地域との触れ合い、子供との交流にも積極的に努めていると、活動状況の説明がありました。同会長から、自立できる、元気で気の合った老人同士がお金を出し合って、建物を確保し共同生活をしたい。例えば、グループホームのようなものをつくりたい。そしてその場合、運営費等について国や県から何らかの助成をしてもらいたいという要望がありました。

第三日目は、初めに特別養護老人ホームやすらぎの家を視察いたしました。入所状況は定員いっぱい、五十名、その構成は、六十四歳以下一人、九十歳以上六人、全体の平均年齢は八十五歳であります。特に、入所者の家族とは絶えず連絡がとれるように心がけているとのことでありました。続いて、高知中高年齢労働者福祉センター、サンライフ高知を視察いたしました。運営は社団法人高知市シルバー人材センターが高知市より委託を受けて行っており、職業講習室、研修室、職業相談室等々を設けて、利用者の便に供しております。最後に、身体障害者通所授産施設すずめ共同作業所を視察いたしました。本作業所は、重度でかつ重複した障害者を対象としております。年齢は、若い者で十九歳、年長は四十三歳、大部分が二十歳代であります。通所施設ではありますが、定着率はよく、ほとんど人の移動はないとのことでありました。授産事業は印刷、西洋陶芸等であり、本作業所は、当初、無認可の小規模作業所としてスタートし、今日の成長を見たとのことでありますが、障害者の自立のために職員の献身的な努力があった旨の説明がありました。

なお、同作業所から、仕事開拓の調査研究費等の助成、施設の障害種別を超えた混合利用、施設

職員の増員の三点について要望がありました。

なお、両県知事から提出されました要望書につきましては、会議録末尾掲載方を委員長にお願いを申し上げまして、私の報告を終わります。

○委員長(前島英三郎君) 以上をもちまして派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、佐々木君の報告中、御要望のありました愛媛県及び高知県当局からの要望事項を本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

〔参照〕

要望書

愛媛県政の推進につきましては、平素から格別の御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国におかれては、厳しい経済環境の下で、均衡ある国土の発展を図る諸施策に鋭意取り組まれておりますが、本県におきましても、新しい時代の流れに対応しつつ、文化を重視した「人づくり」、「産業づくり」、「地域づくり」を柱とする生活文化県政を推進し、潤いと活力のある新しい愛媛づくりに全力をあげて取り組んでいくところであります。

ここに取上げました施策は、生活文化県政を推進していくうえで、是非とも実現しなければならぬ重要施策であります。

つきましては、平成元年度予算において、格別の御理解と御高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成元年二月一日
参議院社会労働委員長 前島英三郎殿

愛媛県知事 伊賀 貞雪
要望項目

- 一、在宅福祉対策の充実強化について
 - 二、社会福祉施設の整備について
 - 三、老人保健施設の整備について
 - 四、富郷ダム建設事業の促進について
 - 五、台ダム建設事業の促進について
 - 六、越智諸島(四町)の水道整備促進について
 - 七、日振島海底送水管布設事業の促進について
 - 八、南予水道用水供給事業の整備促進について
 - 九、廃棄物処理施設整備事業の促進について
 - 一〇、市町村保健センターの整備について
 - 一一、周産期センターの整備について
 - 一二、地域改善対策特定事業の推進について
 - 一三、勤労者福祉施設の設置について
 - 一四、新居浜市働く婦人の家の建設について
 - 一五、在宅福祉対策の充実強化について
- 国におかれましては、二十一世紀の「新しい福祉社会」の実現に向けて、各種施策の充実に取り組んでおられます。愛媛県におきましても、これからの福祉は、家庭や地域社会を基本とした在宅福祉施策が、行政と民間の協力のもとに推進されることが必要との観点から、住民総参加による福祉のまちづくりを進めるなど在宅福祉、地域福祉の充実のための施策を鋭意推進しているとあります。
- つきましては、豊かさや潤いに満ちた福祉社会が一日も早く建設されますよう、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。
- (要望事項)
- 一、社会福祉協議会国庫補助職員を拡大すること
 - 二、税制上の同居老人扶養控除額を引き上げること
 - 三、デイ・サービスセンターの整備促進を図ること
 - 四、障害者社会参加促進事業の国庫補助枠を拡大すること
 - 五、福祉ボランティアの町づくり(ボランティア事業)事業を促進すること
 - 六、「障害者の住みよいまち」づくり推進事業を

促進すること

二、社会福祉施設の整備について

福祉水準の向上を図るためには、在宅福祉に重点を置くとともに、地域に開かれた福祉施設の整備を進め、バランスある地域福祉を実現することが重要な課題となっております。

このため、愛媛県では入所需要度等地域の実態や施設配置の地域間バランス等を総合的に勘案しながら、老人、心身障害者、児童等の福祉施設の整備を推進し、社会的に弱い人々の福祉の向上を図ることとしております。また、社会福祉施設の防災設備についても積極的に整備することとしております。

つきましては、次の事項の実現について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 一 老人福祉施設 八か所
- 二 身体障害者福祉施設 二か所
- 三 精神薄弱者福祉施設 三か所
- 四 児童福祉施設 五か所
- 五 社会福祉施設防災設備 二二か所

三、老人保健施設の整備について
人口の高齢化の進展に伴い、寝たきり老人・痴呆性老人等の要介護老人対策は、長寿社会に向けての緊急の課題であります。

このため、愛媛県では、保健・医療・福祉を総合した高齢者対策を進め、バランスのとれた地域福祉の実現に努めているところであります。

厚生省におかれましては、六十二年度から、療養と介護の機能を併せ持つ「老人保健施設」を創設され、平成十二年までに二六万床―三〇万床程度を目途に段階的に整備することとされております。本県では、六十二年度に二施設一六四床、六十三年度にも二施設一五五床の整備を進めており、今後さらに寝たきり老人等の処遇の向上を図るため、同施設を積極的に整備していくこととしております。

つきましては、次の事項の実現について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

老人保健施設 三か所

四、富郷ダム建設事業の促進について
愛媛県の伊予三島・川之江地区は、製紙を中心とする工業地帯で、都市用水の需要は、年々増加の一途をたどっており、さらに、今後予想される都市化の進展に対処するためにも、水資源の確保は、最も重要な課題であります。

富郷ダムの建設は、この地域の水需要を充足するとともに、県営発電所の建設により水力発電によるエネルギー確保を図り、民生の安定、経済の発展に大きく寄与するもので、早期完成が強く望まれております。

つきましては、本事業の一層の促進を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 一 富郷ダム建設事業費の大幅な増額
- 二 利水者の財源措置
- 五、台ダム建設事業の促進について

愛媛県越智郡島しょ部は、降水量が少なく、河川の流域面積も小さい等の地形、地勢条件から慢性的な水不足の現状にあり、加えて、生活水準の高度化に伴う水需要量の増大に対処するため、水資源の確保が最も重要な課題となっております。台ダムの建設は、この地域の水需要を充足するとともに、治水、民生の安定、地域経済の発展に大きく寄与するもので、住民生活に欠くことのできない事業であります。

幸い、昭和五十九年度新規格工ダムの採択され、鋭意事業を進めているところですが、本事業の一層の促進を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 一 台ダム建設事業費の確保
- 二 利水者の財源措置
- 六、越智諸島(四町)の水道整備促進について

越智諸島の四町(宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町)は、降雨量が少なく、河川の流域面積も

小さい等の自然的条件に恵まれないため、慢性的な水不足に悩まされてまいりましたが、昭和五十九年度に台ダムの新規格工が認められたことに伴い、越智諸島上水道企業団を設立して、昭和六十年から、水道施設の整備に鋭意取り組んでいるところであります。

つきましては、地域住民にとって緊急かつ基幹的事業である本事業の促進を図るため、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 越智諸島広域簡易水道事業の事業費の確保
- 七、日振島海底送水管布設事業の促進について

日振島は、宇和島市の南西三〇kmの海上に孤立した面積三・二五kmの小離島であり、保水力の乏しい地形のため、水源に恵まれず生活用水確保に苦慮してまいりました。

このため、昭和五十一年度には海水淡水化装置を設置し、一応生活用水確保対策を講じたものの装置の老朽化が著しく運転不能となったため、現在では漁船による水運搬や中古品の海水淡水化装置の賃借により急場をしのいでいる現状であります。

つきましては、本土から安定した生活用水を供給するため、海底送水管布設事業が促進されますよう、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 日振島海底送水管布設事業の新規採択
- 八、南予水道用水供給事業の整備促進について

愛媛県南予地域は、その地理的条件から水資源に乏しく、慢性的な水不足の状態におかれ、地域住民は日常の生活に不便をきたしております。

このため、本県では、南予地域水資源開発事業の一環として、野村ダムからの導水により、関係二市八町を対象に南予水道用水供給事業を鋭意進めてまいりました結果、現在、八幡浜市をはじめ一市五町に対し、一部給水を行っております。

つきましては、早期に全面通水ができますよう、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 南予水道用水供給事業の事業費の確保
- 九、廃棄物処理施設整備事業の促進について

生活水準の向上と都市化の進展により、自治体で処理すべき一般廃棄物は、ますます多様化するとともに、量的にも年々増大し、処理施設の整備が緊急の課題となっております。

しかしながら、処理施設整備にあたっては、多額の建設費を必要とします。つきましては、地域の施設整備を促進するため、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 一 新居浜市し尿処理施設整備事業費の大幅増額
- 二 宇和島地区施設事務組合ごみ処理施設整備事業費の大幅増額
- 三 西条市地域し尿処理施設整備事業費の大幅増額

一〇、市町村保健センターの整備について
市町村保健センターは、地域住民の健康づくりを総合的に推進するうえで、極めて重要な役割を果たしております。

このため、愛媛県では、昭和五十三年以降二一市町村に設置し、昭和六十三年度も三町に建設しておりますが、今後さらに、地域住民の健康管理、健康づくりの拠点として、積極的に整備していくこととしております。

つきましては、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

(要望事項)

- 宇和町保健センター整備事業の新規採択
- 一一、周産期センターの整備について

早期新生児・後期死産などの周産期死亡率を改善することが、本県の保健医療対策の上で緊急かつ重要な課題であります。

このため、県では、妊婦に対し健康管理、保健指導の徹底を図るほか、現在、学識経験者や医療関係者などで構成する周産期センター整備検討委

二、県としても県下全河川を対象とした清流保全条例(仮称)の制定を目指すなど、清流保全対策に積極的に取り組んでいるところであるが、主要汚濁源である生活雑排水の公共水域への流入負荷量を軽減するため、台所対策と合わせて、小型合併処理浄化槽の普及・促進を図るべく、国の補助制度に併せ県費による助成制度を本年度に創設したところである。

その結果、国の配慮もいただき、四十万川流域を始めとする六カ町村合計で三七基、事業費にして一三、四〇〇千円が実施に移されており、着実な歩みを始めている。

三、このような状況を背景として、他の市町村や住民の関心も次第に高まっており、平成元年度においては、市町村数で約二倍、設置基数で約三倍の要望があり、これに対する県の財源措置も講じているところである。

このため、地方負担額に対する適切な財源措置、さらには設置者負担の軽減が必要である。四、国においては、来年度大幅な増額が認められたところであるが、今後とも小型合併処理浄化槽の普及促進を図るためには、制度の一層の整備充実とともに、コストダウン等により設置経費の低減化を図ることが是非とも必要である。要望内容

小型合併処理浄化槽の一層の普及促進を図るため、国庫補助金の大幅な増額を図るとともに、地方負担額に対する適切な財源措置を講じられたい。

また、設置者負担の軽減措置を講ずるとともに、コストダウン等による設置経費の低減化を促進されたい。

高齢者雇用対策の充実強化を図ること。

必要性
本県の人口構成は、高度経済成長期において若年労働力が大都市圏へ流出したこと等が大きな要因となって労働力の高齢化が著しいところである。

また、今後、急速に進行する高齢化社会の到来と本県の脆弱な労働市場等を十分に踏まえ、二十一世紀に向けて望ましい長寿社会を築くためには、高齢者の雇用就業対策の充実強化が焦眉の急を要する課題となっている。

要望内容
高齢者対策の一環として設置拡大が図られているシルバー人材センター新設に係る国の補助基準の条件緩和及び事業運営に係る補助率の引き上げを行われたい。

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所制度の充実に関する請願(第四号)

(第五号)(第一〇号)

一、老人福祉対策の充実強化に関する請願(第一一〇号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第二二二号)

(第二三三号)

一、骨髄バンクの早期実現に関する請願(第一四四号)(第一五五号)(第一六六号)(第一九七号)(第二〇〇号)(第二二二号)(第二四四号)

第四号 平成元年一月十八日受理
保育所制度の充実に関する請願(三三三)

請願者 石川県金沢市尾張町二ノ一六ノ八

六 砂走孝順 外一万六千六百一十二名

紹介議員 石本 茂君

乳幼児が健全に成長する上で、必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図られたい。

一、保育所制度を充実強化すること。

二、保育所機能強化推進費を増額すること。

三、乳児保育特別対策の対象を拡大すること。

四、特別保育対策を充実すること。

1 乳児保育を充実すること。

2 障害児保育を充実すること。

3 延長保育を充実すること。

4 夜間保育を充実すること。

五、保育所措置費を改善すること。

1 人件費・管理費を増額すること。

2 地域区分の是正等を行うこと。

六、保育料徴収基準の運用を改善すること。

七、社会福祉施設運営費を改善すること。

八、社会福祉施設整備費を充実すること。

第五号 平成元年一月十八日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 川崎市麻生区片平三ノ一ノ九

佐藤晃一 外九千七百三十四名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇号 平成元年一月二十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 岡山市石見町二ノ一 近藤連外

二千三百五十九名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二二号 平成元年一月二十四日受理

老人福祉対策の充実強化に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五

二八 米原賢士

紹介議員 田代由紀男君

今日では、我が国の人口構造は、平均寿命の伸長と出生率の低下によって、高齢化が一段と進み、六十五歳以上の高齢者が九人に一人という状況になっている。このような人口の高齢化と核家族化の進展により、老人福祉サービスの需要は急増するとともに、その内容も高度化、多様化してきている。ついでには、老人福祉対策の充実強化のため、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、特別養護老人ホームの増設を図るとともに、医療施設と特別養護老人ホームとの中間施設(老人保健施設)の整備拡充に努めること。特に痴呆老人の増加傾向に対応して、医療機関に特別病棟を設置すること。

二、在宅介護を充実するため、サービス体制の確立を図るとともに、ホームヘルパー、看護婦等のマンパワーの育成と増員対策を強化すること。また、介護者の質の向上のためケア・ワーカーの養成確保に努めること。さらに、短期保護等の事業拡充と訪問看護制度の整備により、家庭の介護負担の軽減すること。

三、高齢者の健康を守るため、保健、医療、福祉を有機的に結合させた、健康の維持増進、疾病予防を目的とした健康医療システムを確立すること。

四、働く意欲と能力を持つ高齢者に適切な就業機会を確保するとともに、生きがいと充実した人生を送るための生涯学習体制の整備、社会活動への参加の機会の確保、さらには余暇対策を充実させること。

第二二五号 平成元年一月二十五日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 茨城県新治郡新治村藤沢一、七四

六 渡辺良人 外一万六千八百七十五名

紹介議員 曾根田郁夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三六号 平成元年一月二十六日受理

保育所制度の充実に関する請願(二二二)

請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 岸登外

五千八百八十八名

紹介議員 出口 廣光君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四四号 平成元年一月三十日受理

骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 大阪市東淀川区南江口三ノ二ノ七

ノ五〇四 宮下典和 外九千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

白血病や再生不良性貧血など血液にかかわる病気が

は、医学の進歩の中で骨髄細胞の移植により完治が望めるようになってきた。従来は不治といわれてきた患者にとって、骨髄移植は明日を生きる希望となっている。ところが、移植成功のカギとされているHLA（白血球の血液型）の一致する提供者は、兄弟で四分の一、他人間では五百一万分の一の確率でしかない。そのために移植を受ければ助かる患者でも、提供者がいなかったために亡くなっている人が多い。骨髄バンク（提供者登録機関）は、そのような患者を救える唯一の制度であると、医学関係者もその設立を強く求めている。ついでには、多くの人の善意により、こうした病気と闘う患者を救うことができるという、すばらしい制度が一日も早く実現するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、骨髄バンクを早期に実現すること。
二、緊急にドナーを必要としている患者を救うこと。
三、五万円といわれるドナーのHLA検査費用に健康保険を適用すること。

第一五号 平成元年一月三十日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 愛知県稲沢市横地町五七〇 永井 早美 外四千九百八十八名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六号 平成元年一月三十日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 京都府宇治市琵琶台三ノ一三三三 今井隆 外四千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九号 平成元年一月三十日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 大阪生野区桃谷五ノ一〇ノ一三 多田恵美子 外一万四千九百九十

九名 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇号 平成元年二月二日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 大阪府河内郡加島一ノ四六ノ一四 橋本佳奈 外四千九百九十九名

紹介議員 沓脱 タケ子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二一号 平成元年二月六日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 東京都江東区北砂一ノ五ノ七 岸 三郎 外九千九百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二四号 平成元年二月八日受理
骨髄バンクの早期実現に関する請願
請願者 京都府中郡大宮町字口大野 西村 真由美 外一万九千九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件

労働省設置法第六條、第八條及び第十條、労働基準法第九十七條並びに職業安定法第八條の規定により、労働基準監督署並びに公共職業安定所及

びその出張所を設置する等の必要があるため、別紙のとおりその設置等について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

別紙

一 労働基準監督署

名	称	位	置	管	轄	区	域
中央労働基準監督署		東京	都千代田区	東京都のうち中央区、千代田区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島本村、神津島村、三宅村、御蔵島村及び青ヶ島村			
新宿労働基準監督署		東京	都新宿区	東京都のうち新宿区、中野区及び杉並区			
豊田労働基準監督署		豊田	市	豊田市（西加茂郡の管轄区域を除く）北設楽郡のうち稲武町			
岡崎労働基準監督署		岡崎	市	岡崎市（西尾市、額田郡、東加茂郡のうち下山村、幡豆郡を除く）			
豊橋労働基準監督署		豊橋	市	豊橋市、豊川市、新城市、蒲郡市、北設楽郡（豊田労働基準監督署の管轄区域を除く）、南設楽郡、飯郡、渥美郡			
大阪中央労働基準監督署		大阪	市	大阪市のうち中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区及び城東区			
北大阪労働基準監督署		門真	市	門真市、大阪市のうち鶴見区、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、四条畷市、交野市			

二 公共職業安定所及びその出張所

名	称	位	置	管	轄	区	域
府中公共職業安定所		府中	市	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市			
梅田公共職業安定所		大阪	市	大阪市のうち北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区及び旭区			
倉敷中央公共職業安定所		倉敷	市	倉敷市（児島及び玉島公共職業安定所の管轄区域を除く）総社市、都窪郡、吉備郡			
総社出張所		総社	市				

三 公共職業安定所の出張所

名	称	位	置
金沢公共職業安定所松任出張所		松任	市

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、日本労働協会法の一部を改正する法律案

日本労働協会法の一部を改正する法律案

日本労働協会法の一部を改正する法律

日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本労働研究機構法

第一条中「日本労働協会は、労働問題について研究」を「日本労働研究機構は、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供」に、「理解と良識をつちかう」を「知識と理解を深める」に改める。

第二条中「日本労働協会（以下「協会」を「日本労働研究機構（以下「機構」に改める。

第三条中「協会」を「機構」に改める。

第四条の見出しを「（資本金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第五号の規定により同法第十一号第一項第五号に掲げる基金に充てるものとして政府から出資された十五億円
二 日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額

第四条第二項中「前項」を「前項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第五条第一項中「協会」を「機構」に改め、同項第四号中「基金」を「資本金」に改める。

第六条第一項中「協会」を「機構」に改める。

第七条中「協会でない者は、日本労働協会」を「機構でない者は、日本労働研究機構」に改め、「又はこれに類似する名称」を削る。

第八条中「協会」を「機構」に改める。

第九条中「協会」を「機構」に、「理事五人」を「理事長一人、理事四人」に改める。

第十条第一項中「協会」を「機構」に改め、同条第二項中「会長」の下に「理事長」を加える。

第十一条第三項及び第四項中「会長」の下に「理事長」を加える。

第十二条第一項及び第三項中「協会」を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会長」を「会長及び理事長」に、「協会」を「機構」に、「会長」を「会長及び理事長」に、「協会」を「機構」に、「会長及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、機構を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第十二条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は労働大臣に意見を提出することができ。

第十三条中「会長及び」を「会長、理事長及び」に改める。

第十四条第一項中「理事」を「理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十八条中「協会」を「機構」に、「会長との」を「会長又は理事長との」に、「会長は」を「会長及び理事長は」に改める。

第十九条中「会長」を「会長及び理事長」に、「協会」を「機構」に改める。

第二十条、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十三條第一項中「協会」を「機構」に改め、同条第二十五條中「協会」を「機構」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 労働関係の動向に関する調査、職業の安定に関する研究その他労働に関する問題についての総合的な調査研究を行うこと。

二 労働に関する内外にわたる情報及び資料を収集し、及び整理すること。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

第二十五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外へ派遣すること。

第二十六条中「協会」を「機構」に改める。

第二十七条中「協会」を「機構」に、「及び事業計画」を「事業計画及び資金計画」に改める。

第二十八条中「協会」を「機構」に改める。

第二十九条第一項中「協会」を「機構」に改め、同条第二項中「協会」を「機構」に、「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十条から第三十三条までの規定中「協会」を「機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（給与及び退職手当の支給基準）
第三十三條の二 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

第三十四條から第三十六條までの規定中「協会」を「機構」に改める。

第三十七條第一号中「又は第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條に改め、同条第二号中「第二十九條第一項」の下に「又は第三十三條の二」を加える。

第三十八條中「協会」を「機構」に改める。

第三十九條中「協会」を「機構」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条中「協会」を「機構」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

（日本労働研究機構への移行）

第二条 日本労働協会は、この法律の施行の時に、日本労働研究機構（以下「機構」という。）となるものとする。

（出資等）

第三条 附則第十五条の規定による改正前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第一項第九号に掲げる業務（以下「第九号業務」という。）に必要な資金に充てたるため政府から雇用促進事業団（以下「事業団」という。）に対して出資された額として労働大臣が定める額は、この法律の施行の時に、政府から機構に出資されたものとする。

2 事業団は、この法律の施行の時に、前項の規定により機構に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

（事務の引継ぎ）

第四条 事業団は、この法律の施行の時に、第九号業務に関する事務を機構に引き継ぐものとする。

（事業団からの権利及び義務の承継等）

第五条 この法律の施行の際現に事業団に属する土地、建物、物品その他の財産のうち第九号業務に係るものは、この法律の施行の時に、機構が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に事業団が第九号業務に関して有する権利及び義務は、この法律の施行の時に、機構が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

（非課税）

第六条 前条の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（職員の身分の承継）

第七条 この法律の施行の際現に専ら第九号業務に従事する事業団の職員及びあらかじめ事業団の理事長が指名する事業団の職員は、この法律

の施行の日に、機構の職員となるものとする。

(事業団の決算に関する経過措置)

第八条 事業団の平成元年四月一日に始まる事業年度の第九号業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に日本労働研究機構という名称を用いている者については、改正後の日本労働研究機構法(以下「新法」という。)第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(役員の任期に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に理事である者の任期については、なお従前の例による。

(資金計画に関する経過措置)

第十一条 機構の平成元年四月一日に始まる事業年度の資金計画については、新法第二十七条中「資金計画」とあるのは「平成二年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る資金計画」と、「事業年度開始前」とあるのは「日本労働協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第十四条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第十条第五号中「日本労働協会」を「日本労働研究機構」に改める。

第十一条第一項第五号中「日本労働協会」を「日本労働研究機構」に、「同協会」を「同機構」

に改める。

第十二条第一項第四号中「日本労働協会」を「日本労働研究機構」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十五条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七條第二項中「第十号」を「第九号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本労働協会」を「日本労働研究機構」に改める。

第七十三条の四第一項第十二号中「若しくは第九号」を削り、同項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 日本労働研究機構が日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)

第二十五条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(所得税法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中

日本労働協会法(昭和三十三年法律第百三十一号)を 日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

五 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)別表第三第一号の表

(労働省設置法の一部改正)

第十八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 日本労働研究機構の監督その他日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)の施行に関する事

第四条第十七号中「第十三号から前号まで」を「前三号」に改める。

二月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第二十六号)

第二十六号 平成元年二月十三日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願 請願者 東京都大田区蒲田一ノ一〇ノ三 高見沢栄 外十名

紹介議員 宇都宮徳馬君

難病、慢性疾患、障害、労働災害、職業病などで長期の闘病を余儀なくされている患者と家族は、医学の進歩に強い希望を抱きつつ、医療費や生活費にかかわる社会対策の充実に期待している。これらの患者の多くは発症の原因が分からない、原因が分かっているものについても確たる治療法が無いという不安の中で、病氣と闘っている。

なかでも、身体障害者福祉法の対象でもなく、障害年金の支給対象にもされないで、各種制度や施策の谷間に置かれていく多くの患者の期待は特別に強い。ついでに、患者、家族が安心して医療を受けられ生活していけるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、難病の原因究明、治療法確立のための予算を大幅に増額するとともに、各種医療費公費負担制度を拡充すること。

二、身体障害者福祉法の抜本改正により、難病な

どを含む対象範囲を拡大し、施策を拡充すること。

三、給付率の引上げ、適用制限の緩和、医学の進歩に伴う適用対象の拡大など医療保険制度を充実すること。

四、患者の生活を圧迫している国民健康保険料(税)を引き下げる。

五、高度専門医療体制の充実を図り、地域住民の医療を確保するため、国立医療機関の機能を拡充すること。

六、在宅患者の医療、介護、生活を保障する施策を確立すること。

七、難病患者、内部障害者などの雇用、就労機会を確保すること。

八、鉄道・航空運賃、有料道路料金の障害者割引制度の対象範囲を内部障害者にも拡大すること。

九、相談、無料検診などを行う全国患者会館(難病センター)を建設すること。

三月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会福祉制度の拡充に関する請願(第三〇号)

第三〇号 平成元年二月十七日受理

社会福祉制度の拡充に関する請願 請願者 神奈川県小田原市田島一五八ノ四 岸田孝史 外二百名

紹介議員 前島英三郎君

ここ数年の相次ぐ福祉施設の撤退、とりわけ昭和六十年代からの四年間にわたる国庫負担金の大幅な削減や最低基準の一方的な改定などにより、保育所や福祉施設の運営は多くの困難を抱えている。一方で、福祉の有料化や民間資本による供給(産業化)を促進するような傾向が強まっているが、本来、子供、障害者、老人など国民の暮らしを守る社会福祉を増進・向上させることは、憲法にも明示された国の責任である。長寿社会を迎え、

福祉への国民の期待と要望が強まっているときに当たって、国民の命と暮らしを支える公的福祉制度を抜本的に改善・拡充するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、措置費・福祉制度を改善すること。

1 措置費、生活保護費に対する国庫負担の削減をやめ、ナショナルミニマム（国民すべてに保障される最低限度の福祉水準）を明確にし、それについては全額十分な財源保障を行うこと。

2 民間社会福祉労働者の職員配置と構成、賃金保障の実態調査を行い、労働と生活に見合った賃金を保障できる十分な財源保障となるよう制度を改善すること。また、民間福祉法人への委託に当たっては、減価償却、施設改善などに充当できる財源を保障すること。

3 公的な福祉の処遇（サービス、措置）を受ける際の利用者負担を軽減・廃止すること。当面、保育料・徴収金・利用料の対象経費から人件費・施設管理費を除く、食費など処遇にかかわる事業費の範囲に限定すること。また、保育所などの第二子限免を全階層に拡大し、老人ホーム、障害者施設の扶養義務者からの費用徴収を廃止すること。

4 公的責任に基づく福祉拡充の原則に立つて、未（無）認可保育所への助成制度創設、障害者の作業所等に対する助成制度の拡充、院内保育施設助成の抜本的改善とともに、学童保育の制度化を行うこと。

二、福祉施設最低基準を法制化すること。

1 最低基準の改善（形骸化）を改めるとともに、措置費・福祉制度を改善する観点で、職員配置基準などの基本的な内容は行政通知や交付基準などによるのではなく、明確に法制化すること。

2 職員配置の基準については、給食等の外部委託を行わず、現行の職員配置基準を改善して最低基準に明記し、常勤配置を徹底する

こと。

3 障害児通園事業や小規模通所など地域福祉関係の補助事業について、運営基盤の安定を図る観点で施設制度として確立すること。

4 地方自治体が地域の要求と実態にこたえ、国の示す最低基準を超えて定める福祉水準の設定（入所基準・職員配置など）を尊重し、それに必要な財政基盤の保障を行うこと。

三、福祉職場の労働条件を改善すること。

1 福祉職場の労働条件と健康破壊の実態について調査を行い、週四十時間労働・週休二日制の確立に向けて、非常勤単価による人員配置や夜勤・休憩確保対策の積極的見直しと併せ、常勤化による定数増の新たな計画に着手すること。

2 婦人労働者が多数を占める福祉職場の現状を踏まえ、生理休暇、妊娠中の通院・つわり休暇、妊娠中と出産後一年間の夜勤免除・業務軽減、育児時間、育児休業の保障など母性保護を重視し、そのための代替職員配置などの保障を拡充すること。

3 慢性疲労とともに頸（けい）腕症候群・腰痛症などの健康破壊が広がっている中で、精密な健康診断ができる費用（最低一人年額七千円以上）を保障すること。

4 生理休暇の廃止や母性保護切下げなど就業規則・労働条件の改善をやめさせ、労働強化を助長・容認する労働時間の弾力化を厳しく規制するとともに、労働基準法の抜本的改善を行うこと。

5 福祉職場において非常勤・パート「一年雇用」など不安定雇用が増大している実態について全国的な実態調査を行い、具体的な改善対策を進めること。代替職員の雇上単価を引き上げ、通勤手当等の保障、社会保険加入などができるようにすること。

一、社会福祉制度の拡充に関する請願（第三九号）

第三九号 平成元年三月二日受理

社会福祉制度の拡充に関する請願

請願者 東京都多摩市永山三ノ一〇ノ

五〇四 大西たま子 外二百九十

九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

（雇用保険法の一部改正）

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の五」を「第三十七条の六」に、「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める。

第一条中「及び雇用機会増大、雇用構造の改善」を「雇用状態の是正及び雇用機会の増大」に改める。

第三條中「一、雇用改善事業」を削る。

第六條中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一を加える。

一 二 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）であつて、第三十八条第一項

各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

第十三条を次のように改める。

（基本手当の支給資格）

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる被保険者については、当該各号に定める日数を一年に計算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働者である被保険者（以下「短時間労働被保険者」という。）であつた期間がある被保険者

当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間になく、かつ、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に計算した期間）に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者

当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数（同号に掲げる被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

被保険者が短時間労働被保険者に該当するかどうかの確認は、労働大臣が行う。

第十四条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一を加える。

2 被保険者であつた期間が短時間労働被保険

者であつた期間である場合における前項の規定の適用については、同項中「十四日」とあるのは「十一日」と、「一箇月」として「二箇月」として「四分の一箇月」として「二箇月」とする。

第十六条中「次条に規定する」を削り、「百分の六十」の下に「二千四百十元以上三千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十」を加え、「第十八条第一項」を「同項」に、「百分の八十」を「百分の八十」に改める。

第十七条第一項中「第一項ただし書」の下に「同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。」を、「六箇月間」の下に「（当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間）」を加え、同条第二項中「賃金日額」の下に「（受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格に係るものを除く）」を加え、同項第一号中「六箇月間」を「最後の六箇月間」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者 二千四百十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

ロ イに該当しない受給資格者 三千二百十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

第十八条第一項中「規定する」の下に「二千四百十円以上三千二百十円未満の賃金日額及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十二條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項及び第二項（第三項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項」に改め、「適用事業」の下に「被保険者として」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は第四号ロ」を「若しくは第四号ロ又は前項において読み替えて適用する第一項第二号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者に対する前二項の規定の適用については、第一項第一号イ中「三百日」とあるのは「二百十日」と、同号ロ中「二百四十日」とあり、及び同号ハ中「二百十日」とあるのは「百八十日」と、同項第二号イ中「二百四十日」とあり、及び同号ロ中「二百十日」とあるのは「百八十日」と、同号ハ中「百八十日」とあるのは「九十日」と、同項第三号イ中「二百十日」とあるのは「百八十日」と、前項中「基準日において四十五歳以上である者」かつ、算定基礎期間が十年以上である者」とあるのは「算定基礎期間が十年以上である者及び基準日において三十歳以上五十五歳未満であり、かつ、算定基礎期間が五年以上十年未満である者」と、同項第一号中「三百日」とあるのは「二百十日」と、同項第二号中「二百四十日」とあるのは「百八十日」とする。

第二十二條の二第一項第二号中「又は第三項」を「から第四項までのいずれか」に改める。

第三十四條第三項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第五項」に改める。

第三章第二節第一款中第三十五條の次に次の一条を加える。

（短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例）

第三十五條の二 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款の規定（第十五條第二項及び第三項、第二十條第二項、第二十一條、第二十二條の二並びに第三十三條を除く。）の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の被保険者が、短時間労働被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者が、短時間労働被保険者以外の被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四條の規定の適用については、当該被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における第二十條第一項の規定の適用については、同項中「一年（当該一年の期間内）」とあるのは「一年と当該離職の日の翌日から引き続き当該同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された最後の日までの期間に相当する期間（その期間が三年を超えるときは、三年とする。）」とを合算した期間（当該合算した期間内）」と、「の期間内の失業している日」とあるのは「内の失業している日」とする。

4 第一項に規定する場合における第二十三條、第二十四條第三項及び第四項、第二十五條第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第二十條第一項」とあるのは「第二十條第一項（第三十五條の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四條第四項中「同条第一項」とあるのは「第二十條第一項（第三十五條の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三條第四項中「第二十三條第一項」とあるのは「第三十五條の二第四項において読み替えて適用する第二十三條第一項」と、「第三十三條第三項」とあるのは「第三十三條第三項」とする。

「第三十三條第三項（第三十五條の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第三十七條第一項中「第二十條第一項」の下に「（第三十五條の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第三十三條第三項」の下に「（第三十五條の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「第三十三條第三項」に改める。

第三十七條の二第二項中「第十四條」を「第十三條第二項及び第十四條」に改める。

第三十七條の三第一項中「当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった」に、「当該理由により賃金の支払を受けることができなかった」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であつた期間がある高年齢継続被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間内）にないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった高年齢継続被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数（同号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

第三十七條の四第一項第一号中「百五十日」

び第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第三項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第六条から第十一条までの規定は、同年四月一日から施行する。

(短時間労働者に関する経過措置等)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新法」という。）第六十一条の二の規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 次の各号に掲げる被保険者に対する新法第十三条第一項、第十四条第二項、第三十七條の三第一項及び第三十九條第一項の規定の適用については、当該各号に規定する短時間労働者であった期間は、新法第十三条第一項第一号に規定する短時間労働被保険者（以下「短時間労働被保険者」という。）以外の被保険者であった期間とみなす。

一 施行日前の被保険者であった期間に新法第六十一条の二に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）であった期間がある被保険者（次号に該当するものを除く。）

二 施行日前から施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され、その雇用された期間を通じて新法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であった被保険者であつて、その雇用された期間に短時間労働者であった期間があるもの

3 施行日の前日において短時間労働者であり、かつ、引き続き施行日において同一の事業主の適用事業に短時間労働者として雇用されている被保険者（前項第二号に掲げる被保険者であるものを除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。）であつたことがある者であつて、公共職業安定所長に申し出たものについては、労働省令で定めるところにより、施行日からその者の希望する日（当該引き続き雇用された期間の末日又は施行日から起算して四年を経過した日のいずれか早い日以前の日に限る。）までの間の短時間労働者であつた期間は短時間労働被保険者以外の被保険者であつた期間とみなして、新法の規定を適用する。

4 継続短時間労働被保険者（前項に規定する公共職業安定所長に申し出た者であつて、同項に規定する希望する日以前に離職したものを除く。）については、施行日（同項に規定する公共職業安定所長に申し出た者にあつては、同項に規定する希望する日の翌日）に新法第三十五条の二第一項第一号又は第三十七條の五第一項第一号に掲げる事由が生じたものとみなして、新法第三十五条の二又は第三十七條の五の規定を適用する。

5 新法第六十六条の規定による基本手当日額表は、昭和五十九年八月における新法第十八條第一項に規定する平均定期給与額を基礎として定められたものとみなして、同項の規定を適用する。

(雇用保険率に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第七項の規定は、平成元年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

部改正

第六条 高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に、同条第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に定め、同条第三項から第五項までの規定中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第二十八条の見出し中「雇用改善事業関係給付金」を「雇用安定事業関係給付金」に、同条中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第三十一条から第三十三条までの規定、第三十八條第一項第四号、第三十九條（見出しを含む。）及び第四十一条第三号中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第七条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「雇用改善事業費」を削る。

第十八條第二項中「雇用改善事業」を削り、「四事業費充当歳入額」を「三事業費充当歳入額」に、「四事業費充当歳出額」を「三事業費充当歳出額」に改め、同条第三項中「四事業費充当歳入額」を「三事業費充当歳入額」に、「四事業費充当歳出額」を「三事業費充当歳出額」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第八条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十一条の二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第十条中「四事業率」を「三事業率」に改める。

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第九条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める。

(地域雇用開発等促進法の一部改正)

第十条 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に改める。

第十四条及び第二十二條中「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十一条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十五号中「雇用改善事業」を削る。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願（第四三三号）（第四四号）（第四五号）（第四六号）（第四七号）（第四八号）（第四九号）（第五〇号）（第五一号）（第五二号）（第五三号）（第五四号）（第五五号）（第五六号）（第五七号）（第五八号）（第五九号）

第四三三号 平成元年三月六日受理

保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 福岡県大牟田市手鎌一、五六三ノ

四 中村紀子 外八千九百名

紹介議員 諫山 博君

今日、婦人労働者は千五百八十四万人になり、うち既婚者の割合は七割に達し、家族の責任を持つ

労働者が急増している。男女雇用機会均等法が実施されて三年目を迎えたが、婦人労働者の働く権利は年々脅かされているのが実態である。政府が昭和六十年に批准した女子差別撤廃条約やILO第百五十六号条約によっても、家族責任を負う労働者が、仕事と家庭の両立が可能になるよう社会的条件を整備することは、政府の責任であり、男女平等実現のため不可欠であるとされている。しかし政府は、行政改革の名の下に、保育所予算の削減を始め、老人福祉・医療制度などを後退させ、保育料の値上げ等の負担増を押し付けるなど、国際的動向にも逆行している。ついで、男女平等実現の社会的基盤の確立を目指し、すべての労働者が、仕事と家庭の両立を可能にするため、次の事項について実現を図りたい。

一、婦人の働く権利と子供の健全な発達を保障するため、産休明けからの零歳児保育、実態に見合った保育時間、保育料の引下げ、学童保育の制度化など公的保育を充実すること。

二、一歳未満児を育てる全職種の男女労働者を対象に、本人の選択、休暇中の代替要員の配置、原職復帰、有給などを保障する育児休暇を制度化すること。

三、安心して利用できる老人施設・ホームヘルパー制度、経費補助などの福祉制度や老人医療の無料化などを国・自治体の責任で保障することによって、寝たきり・在宅老人看護など、家族の責任を負う労働者の働く権利を併せて保障すること。

四、希望するすべての労働者を対象に、家族の看護に必要な期間の休暇を、代替要員の配置、原職復帰、有給を内容とし、制度化すること。

第四四号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 鳥根県安来市大塚町一、五九六
細田宜男 外八千九百名
紹介議員 市川 正二君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四五号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷三ノ三三ノ一
ノ七〇五 下山悦子 外八千九百
名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四六号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 茨城県勝田市中根五、一四二 榎
本一彦 外八千九百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四七号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 和歌山市金谷一、一六三 角谷俊
幸 外八千九百名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四八号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中野町一ノ七 上野
信子 外九千八十名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四九号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 茨城県つくば市高野台三ノ一六ノ
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

五 西川佐和子 外八千九百名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五〇号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 宮崎市希望ヶ丘二ノ一三ノ六 佐
藤圭 外八千九百名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五一号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 長崎市南山手町一ノ二七 宮城
治夫 外八千九百名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五二号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 長野県松本市沢村一ノ七ノ一三
中村修 外八千九百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五三号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 東京都八丈町三根四、五九八ノ一
〇 中井弘明 外八千九百名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五四号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

請願者 長崎市南山手町一ノ二七 草野
博光 外八千九百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五五号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松三、三七
一 岡野潔 外八千九百名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五六号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 横浜市港南区日野六ノ一ノ二四
ノ三〇二 松本晃一郎 外八千九
百名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五七号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 宮城県延岡市天神小路二五ノ四
米村孝男 外八千九百名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五八号 平成元年三月六日受理
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦二
七七ノ三〇 横田稔 外八千九百
名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第五九号 平成元年三月六日受理

保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

請願者 千葉市真砂三ノ一二三ノ三ノ二〇一

木村幸平 外八千九百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第百十三回国会社会労働委員会会議録第五号中
正誤

ページ	段 行	誤	正
四	三から八	基本人權	基本的人權
五	三九		
一〇	三八	感ずる	関する
一一	四六	申し上げたい	申し上げた
一二	四二	実の際	実際の
一五	一五	微力	微力